

## 介護職員初任者研修における本人確認について

介護職員初任者研修では本人確認が必須となり、以下のいずれかの方法により確認させていただきます。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出  
※確認日から3か月以内に発行されたものとする。
- (2) 住民基本台帳カードの提示
- (3) 在留カード等の提示
- (4) 健康保険証の提示
- (5) 運転免許証の提示
- (6) パスポートの提示
- (7) 年金手帳の提示
- (8) 国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

※本人確認は開講初日に行います。その際提出もしくは提示して頂いた書類や免許証等は本人確認が済みましたらその日のうちにお返し致します。